

## 東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林規則

平成 16 年 4 月 1 日 役員会議決

東大規則第 49 号

改正 平成 16 年 6 月 18 日

平成 19 年 3 月 22 日

平成 21 年 5 月 28 日

平成 23 年 4 月 21 日

令和 3 年 2 月 18 日

令和 6 年 2 月 15 日

令和 7 年 3 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京大学大学院農学生命科学研究科組織規則第 3 条第 3 項に基づき、附属演習林（以下「演習林」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項について定める。

(目的)

第 2 条 演習林は、林学・林産学に関する基礎的及び応用的な試験・研究を行うとともに、学生の実習に便宜を与えることを目的とする。

(演習林長)

第 3 条 演習林に演習林長（以下「林長」という。）を置く。

2 林長は、大学院農学生命科学研究科（以下「研究科」という。）の専任教授のうちから、研究科教授会において選出する。

3 林長は、演習林の管理及び運営を総括する。

4 林長の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

(組織)

第 4 条 演習林に企画部並びに千葉演習林、北海道演習林、秩父演習林、田無演習林、生態水文学研究所、富士癒しの森研究所及び樹芸研究所（以下これらを「地方演習林」という。）並びにフォレスト GX/DX 協創センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターに小石川樹木園を置く。

(企画部長、地方演習林長及びセンター長)

第 5 条 前条の企画部に企画部長を、地方演習林にそれぞれ地方演習林長（生態水文学研究所、富士癒しの森研究所、樹芸研究所にあっては所長）（以下「地方林長」という。）を、センターにセンター長を置く。

2 企画部長、地方林長及びセンター長は、演習林の教授、准教授、講師又は、研究科の教授、准教授、講師のうちから林長の指名する者をもって充て、第 6 条に定める運営委員会の議を経て、林長の推薦により農学生命科学研究科長が任命する。

3 企画部長は、林長の命を受けて、企画部の業務をつかさどる。

4 地方林長は、林長の命を受けて、当該地方演習林の業務をつかさどる。

5 センター長は、林長の命を受けて、当該センターの業務をつかさどる。

(統括技術長及び技術主任)

第5条の2 演習林に統括技術長及び技術主任を置く。

(職)

第5条の3 演習林に次に掲げる職を置くことができる。

- (1) 演習林長補佐
- (2) 地方林長補佐及び副センター長
- (3) アドバイザー
- (4) 教育研究主任
- (5) 統括技術長補佐

(運営委員会)

第6条 演習林に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、演習林の管理及び運営に関する重要事項を審議及び決定する。

3 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(事務)

第7条 演習林の事務は、事務部総務課において処理する。

2 事務に関する事項については、別に定める。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか演習林の管理・運営に関し必要な事項は、林長が運営委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年5月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。